

人材育成に係る研修助成金交付要綱

令和2年4月1日

要綱第1号

改正 令和3年1月25日要綱第1号

改正 令和4年1月27日要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の資質、能力向上を図るため、組織内及び民間の研修団体への派遣の研修（以下「研修」という。）を実施した市町村に対して、福岡県市町村職員研修所が助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、福岡県内の市町村とする。

(助成対象の研修)

第3条 助成の対象とする研修は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 行政事務の能率向上に寄与する研修
- (2) 資質向上のための研修
- (3) その他人材育成のための研修

2 前項に係る研修は、福岡県内の複数の市町村が共同で実施した場合においても対象とすることができる。

(助成金の内容)

第4条 助成対象となる経費（以下「経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 講師謝金
- (2) 講師旅費
- (3) 会場代
- (4) 前3号にかかる経費として支出した委託料
- (5) 研修参加費

2 助成金の範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 前項により支出した経費に対し、300,000円を上限額に助成する。ただし、300,000円の内、民間の研修団体への派遣に係る経費の上限は、100,000円とする。

(2)第3条第2項に係る場合は、それぞれの市町村が負担した経費を助成対象とする。

(助成の手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする市町村（以下「申請者」という。）は、同一年度において、1回限りの申請とし、複数の研修を合算し申請することができる。

2 申請者は、研修終了の日から起算して原則30日以内又は研修終了日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに研修助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 研修経費積算書（総額）

(2) 支出命令書の写し

(3) 研修報告書

(4) その他必要と認める書類

3 研修所長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を研修助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、前項に規定する通知を受けたときは、速やかに研修助成金交付請求書（様式第3号）を研修所長に提出しなければならない。

5 研修所長は、前項に規定する請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(情報の開示)

第6条 研修所長は、助成金の交付対象となった研修の内容を公開するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、研修所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 福岡県自治振興組合要綱第1号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年 福岡県自治振興組合要綱第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第2項関係）

文書番号

年月日

福岡県市町村職員研修所長 様

市町村長名 ㊟

研修助成金交付申請書

人材育成に係る研修助成金交付要綱第5条第2項の規定により、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円
(内訳：組織内研修 円、派遣研修 円)

2 研修経費実績額 計 円

(1) 組織内研修（助成金交付申請の対象とする研修をすべて記入）

研修名	金額

(2) 派遣研修（助成金交付申請の対象とする研修をすべて記入）

研修名	金額

3 担当者

担当課：_____ 氏名：_____

電話：_____

※研修経費積算書（総額）、支出命令書の写し、研修報告書（所定の様式を使用）を添付してください。

様

福岡県市町村職員研修所長 ㊟

研修助成金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請があった研修助成金の交付について、人材育成に係る研修助成金
交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 減額の理由 | |

福岡県市町村職員研修所長 様

市町村長名 ㊟

研修助成金交付請求書

年 月 日付福自振第 号をもって額の決定通知があった研修助成金の交付について、人材育成に係る研修助成金交付要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別・番号	
口座名義	